

## 告 示

### 埼玉県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

新井一夫、新井袈裟治、新井貞弘、新井重道、新井貴義、新井武夫、新井博、新井ます子、新井弥寿恵、新井豊、石野幸助、上井好春、大石豊作、中野袈裟一、日本水道株式会社、古川米夫、柳原竹治郎、山口森茂、山口隆一、柳原はる子、柳原豊、新井せん、坂本秀一郎、中島陽一

#### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十一年四月二十三日付埼玉県告示第四百十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。